第 5667 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行
リーダァスクラブＦＡＸニュース
(2017年)平成29年 3月 9日 木曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 平成 28 年４月から６月の裁決事例

Ｑ：平成28年４月から６月の裁決事例が公表されたそうですが、どのような内容でしたか？

Ａ：次のような内容でした。

【解説】

さきごろ、国税不服審判所から平成28年４月から６月の裁決事例が公表されました。

国税通則法関係が６件、所得税法関係が４件、法人税法関係が１件、相続税法関係が２件、登録免許税関係が２件、国税徴収法関係が１件の16件でした。

主なものには、次のものがありました。

【所得税法関係】

この事件は、医業を営む審査請求人(請求人)が、同族会社から不動産を賃借し、その賃料を事業所得の金額の計算上必要経費に算入するなどしたところ、原処分庁が、その同族会社が請求人から不動産賃貸に係る高額な賃料を収受しており、これを容認すると請求人の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるとして、所得税法157条(同族会社等の行為又は計算の否認等の規定)を適用し、原処分庁が算定した適正賃料に基づき事業所得の金額を計算するなどして所得税の更正処分等をしたのを不服として、請求人が全部取消しを求めたものです。

裁決では、所得税法157条を適用する際に、地理的条件等の類似性が確保された不動産の平均賃料と実際に支払った賃料を比較することには合理性があるとして、審査請求を棄却しました。